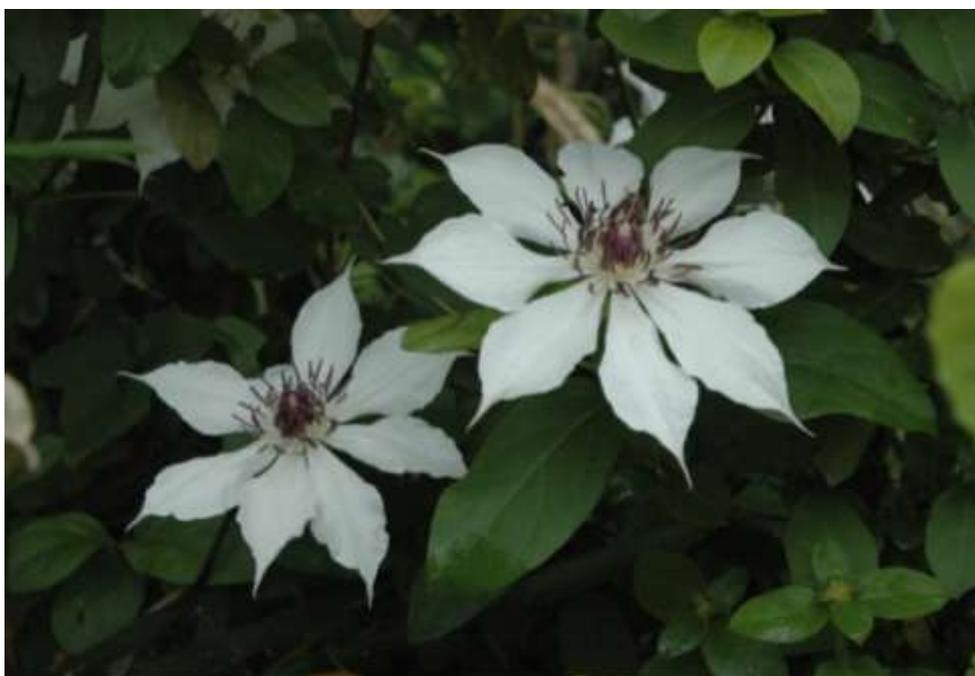


特定非営利活動法人

## 埼玉県絶滅危惧植物種調査団ニュース



カザグルマ *Clematis patens*

### もくじ

埼玉県絶滅危惧植物種調査団発足にあたって・・・	P. 2
活動レポート・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
埼玉県絶滅危惧植物種調査団定款・・・・・・・・	P. 5

特定非営利活動法人（NPO）  
埼玉県絶滅危惧植物種調査団発足にあたって

団長 愛川 敬武 平成20年3月31日

日本の戦後の復興が成って1962年（昭和37）年、埼玉県では初めての「埼玉県植物誌」が刊行された。その後の日本の工業と経済の発展成長は目覚ましいものであった。例えば、耕作・収穫の機械化、除草剤・殺虫剤やハウス栽培技術による農業革命、薪炭・石炭から石油・天然ガスへの燃料エネルギー革命、自動車道路網と流通基地整備による流通革命など、経済発展に力点が置かれた日本の変容であった。

しかし、この変革のいずれもが、森林や河川を痛めつけ、そこに住む植物や鳥獣や虫ばかりか、人間の生活環境さえも危険に追い詰める情勢が浮かび上がってきた。

大気や水質の汚染、貴重な動植物の窮状を見て、自然環境を保護・保全しなければならぬという環境問題に社会の目が向けられる時代となった。今では自然環境の問題は、一国の問題ではなく、地球温暖化の問題を軸に世界の課題とされるようになってきた。科学的根拠をもとに国境を越え利害を超えて協調し合う動きが広がってきた。

このような世界と日本の変動のもと、最初の埼玉県植物誌刊行以来30年を経て、埼玉県植物誌調査会が調査収集した成果に基づいて、新しい1998（平成10）年版埼玉県植物誌が刊行された。

しかも時を同じくして、平成10年版「さいたまレッドデータブック：埼玉県希少野生生物調査報告書 植物編：埼玉県環境生活部自然保護課」が編集刊行された。これには、種の記載のどまらず生態系への視点も加え、その生育分布状況について分類評価したことは、環境問題への社会的要請にも対応が配慮されているもので、まことに時宜を得たものであった。

埼玉県は2000（平成12）年に、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（2000.3.24）」を制定し、動植物19種を指定した。その後は、1998年版植物誌調査会の有志が集い、「埼玉県絶滅危惧植物種調査団」を組織して、条例指定種とその他の希少種の分布状況とその消長について確認調査を継続してきた。

2005（平成17）年には、その成果により「改訂埼玉県レッドデータブック2005」が刊行された。埼玉県絶滅危惧植物種調査団は任意のボランティア団体として、新しい希少種や指定種の追加候補種調査などを続け、今後のレッドデータブック刊行のため情報を収集に協力してきている。

しかし、環境保全や自然保護の社会的要請が高まっている。我々調査団による調査や分析評価への必要性や公共社会への責任を考えると、任意団体としての在り方を転換すべきであろうとの意見が現れてきた。

これを受けて、2007（平成19）年6月の調査委員・調査員会議を機に、我々の任意団体を特定非営利活動法人（NPO）にするための検討を始めた。発起人を選び、事務局と合同で3回にわたり、法人化した場合の義務やメリットを任意団体の場合と比較し議論を重ね意見を集約した。その結果、2007（平成19）年9月29日に「特定非営利活動法人（NPO）」設立総会を開き、役員・組織などの定款を定め川越地方法務局登記所に法人格取得申請の手続きをとった。そして、予想より驚くほどの早さで、同年12月には埼玉県知事の認証を受け、法人として登記することができたのである。

ここに至るまでの、団員・事務局の皆さんのご協力には改めて厚く御礼申し上げます。

さて、新しい調査団の目的と非営利活動は、県の自然環境の保全活動に広く資することにある。NPO法人として、ふるさとの自然を守り、まちづくりを目指す県民のために、という公共への責任を負うことになったのである。

第一にこれまでの学術的記載と研究に留まるのではなくて、新しい役割として社会への支援、特に植物の愛護を目的として人知れず活動している人々への支援活動が加わる。これは実は我々の一方的な支援ではない。支援が新しい情報の収集に繋がることはしばしば経験している。どんな人のどんなに小さい情報であっても、大切に丁寧に対応して、耳を傾けることが大事だと考える。

第二に希少植物の情報提供者への感謝の気持ちと、情報を大切に扱う気持ちを忘れないように心掛けたいと思う。情報の扱いを誤るとき、どのような事態が引き起こされるかは新聞紙上の実例で良く知られているところである。

さらに、調査に当たっては、その土地の所有者・住人への丁寧な配慮と調査させていただく相手への感謝を忘れてはならないと思う。お互いの謙虚と信頼の心がよりよい情報とか記録作成に繋がることは、これまでも体験したところである。

第三に科学的記録記載のことでは、日ごろ研究研修を積んで調査にあたって来られた団員の皆さんに、特にお願いすることはない。事務局の作成した様式については、分野別の実施の調査に基づいた工夫改善の提案を頂きたい。

これらをまとめるならば、調査団活動に当たっては、団員の皆さんと常々連携しながら丁寧に確実に調査を進めて行きたいということである。

終わりに、「ポスト京都」の洞爺湖サミットは三月後に迫り政府の動きが活発である。

3月に民間団体「生物多様性 JAPAN」と千葉県の主催で、身近な生物への気候変動の影響について考えるシンポジウム「地球温暖化と生物多様性」（2008.3.8・9 於千葉市）では「温暖化の早さに生物が適応できない実態例」が多数報告された。青森県の桜の開花日、新潟県のコムクドリの産卵期、千葉県のタコの漁期など生物季節の変化で、補食・受粉・種子散布などに狂いが生じ、人の食住に影響が出ていると警告した。ネパール代表はカバの木と雪豹の危機を報告し、「気候変動は生物多様性への最大の脅威」として、7月の洞爺湖サミットでの日本のリーダーシップに期待を寄せたと新聞は報道した。

一般的に言って、地球温暖化対策の焦点は経済効果への関心が先立っていて、生物多様性や希少動植物の危機的状況へは目が向けられないのが実情である。それにつけても、我々調査団の社会的任務が、大きいことを感じているところである。将来への長い見通しと自然保護・環境保全の夢を失うことなく、手を携えて前進しようではないか。

# 活 動 レ ポ ー ト

## 【設立総会】

日 時：平成19年9月29日（土） 14：00～15：30

場 所：川越福祉センター

参加人数：17名（委任状21名）

上記のように、9月29日にNPO法人埼玉県絶滅危惧植物種調査団の設立総会が、埼玉県みどり自然課野生生物担当藤沢主幹を来賓に開催されました。

当日は、自己紹介の後、議長および議事録署名人の選出、法人設立の意志決定に続いて、定款の審議、役員および代表の選任と順調に審議事項が決定されました。

休憩をはさんで、第1回理事会を持ち、その後総会が再開され各役員の選出、今年度の事業計画、収支予算等が承認され、法人申請に必要な書類や手続きが完了しました。

## 【第1回 野外観察会】

日 時：平成20年2月17日（日） 10：00～15：00

場 所：入間市向陽台<彩の森公園>

参加人数：20名

天 気：晴れ、強風

活動内容：

彩の森公園は戦後アメリカ軍のジョンソン基地として  
接収され、返還後、公園として整備されたところです。

この日は、公園内に植栽されている木々が、冬期越冬する姿の特徴を中心に観察をしました。

ここでは、早春にカントウタンポポの群生しているところやフデリンドウの花を見ることができます。

(山下)



## 【あ と が き】

NPO法人の申請が9月末、承認が1月末という予定で進めてきましたが、すべての手続きが順調に進み、12月7日には承認が下りました。しかし、時期が冬期に入り、任意団体の集計整理におわれ、事業計画に示された内容が完全に消化されずに終わってしまいました。来年度は、この反省をもとにより充実した活動を実施していきたいと思えます。

その結果、機関誌の発行も内容が乏しいものとなってしまいました。しかし、発足3ヶ月の「子葉が出るか出ないかのNPO法人」であることを考えると贅沢は言えないのかとも考えます。そこで、会員皆さんの協力で年々成長し、やがては大木になることを夢見ながら編集作業を終えることにします。

<表紙の写真> カザグルマ 絶滅危惧ⅠB類(埼玉)・絶滅危惧Ⅱ類(国)

大形で美しい花をつけるため、花期に大変目立ちます。そのためか、園芸用に採取されることが多く、絶滅が心配されています。埼玉県産のものは花被片(花弁状のガク)が白花で、先が尾状に伸に伸びることが多いようです。

### 埼玉県絶滅危惧植物種調査団ニュース

2008年3月31日

編集・発行 NPO法人 埼玉県絶滅危惧植物種調査団

発行責任者 矢島民夫

発行所 〒340-0012 埼玉県草加市神明2-2-48

TEL・FAX 048-924-7288

事務局 〒350-0042 埼玉県川越市中原町2-10-1

TEL 049-224-1003